

資料 3
------

2021年3月5日

食品衛生分科会

文書による報告事項  
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・文書による報告事項の概要	3
・クロルピクリン(適用拡大申請)	4
・シフルメトフェン(適用拡大申請)	9
・1-メチルシクロプロペン(適用拡大申請)	14
・酢酸トレンボロン(暫定基準の見直し)	16

## 食品中の農薬等の残留基準の設定について

## ○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
クロルピクリン （農薬/殺菌剤、 殺虫剤及び除草 剤）  （別紙1）	適用拡大 申請	農薬：りんご、こまつな等	ADI:0.001 mg/kg 体重/ 日 ARfD:0.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 12.8% 幼小児（1～6歳） 25.5% 妊婦 10.7% 高齢者（65歳以上） 14.1% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
シフルメトフェン （農薬/殺ダニ 剤）  （別紙2）	適用拡大 申請	農薬：りんご、なし等	ADI:0.092 mg/kg 体重/ 日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 43.1% 幼小児（1～6歳） 75.4% 妊婦 30.9% 高齢者（65歳以上） 49.8%
1-メチルシクロプロペン（農薬/ 植物成長調整 剤）  （別紙3）	適用拡大 申請	農薬：りんご、なし等	ADI:0.0041 mg/kg 体重/ 日	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.4% 幼小児（1～6歳） 1.3% 妊婦 0.4% 高齢者（65歳以上） 0.5%
酢酸トレンボロン（動物用医薬品/ 合成ホルモン 剤）  （別紙4）	暫定基準 の見直し	動物用医薬品：なし	ADI:0.00002 mg/kg 体 重/日	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 3.3% 幼小児（1～6歳） 5.9% 妊婦 7.7% 高齢者（65歳以上） 2.1%

## 農薬名 クロロピクリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
小麦	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
大麦	0.01	0.01	○			※1
ライ麦	0.01	0.01	○			※1
とうもろこし	0.01	0.01	○			※1
その他の穀類	0.01	0.01	○			※1
大豆	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
小豆類	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(あずき) <0.005(n=4)(いんげん) ※1
えんどう	0.01	0.01	○			※1
そら豆	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
らっかせい	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
その他の豆類	0.01	0.01	○			(小豆類参照)
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.005(n=6)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
こんにやくいも	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
てんさい	0.01	0.01	○			※1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
かぶ類の根	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
西洋わさび	0.01	0.01	○			※1
クレソン	0.01	0.01	○			※1
はくさい	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
芽キャベツ	0.01	0.01	○			※1
ケール	0.01	0.01	○			※1
こまつな	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
きょうな	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
チンゲンサイ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
カリフラワー	0.01	0.01	○			※1
ブロッコリー	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(なばな) <0.005,<0.005(オータムボエム)
ごぼう	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)(レタス)
その他のきく科野菜	0.01	0.01	○			<0.05,<0.05(ふき)※2
たまねぎ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
にんにく	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
にら	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
アスパラガス	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
わけぎ	0.01	0.01	○			※1
その他のゆり科野菜	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(らっきょう)
にんじん	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
パセリ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
セロリ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
みつば	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
その他のせり科野菜	0.01	0.01	○			(みつば参照)
トマト	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(ミニトマト)
ピーマン	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
なす	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
その他のなす科野菜	0.01	0.01	○			(なす参照)

## 農薬名 クロルピクリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
しろうり	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
すいか(果皮を含む。)	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
メロン類果実(果皮を含む。)	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
まくわうり(果皮を含む。)	0.01	0.01	○			※1
その他のうり科野菜	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(＃)(漬物用メロン)
ほうれんそう	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
オクラ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
しょうが	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(しょうが)
未成熟えんどう	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(さやいんげん)
えだまめ	0.01	0.01	○			<0.005(n=4)
その他の野菜	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005 (未成熟そらまめ)
りんご	0.01	0.01	○			※1
いちご	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005
その他のスパイス	0.01		申			<0.005,<0.005(うこん)
その他のハーブ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005(みょうが)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(＃):使用方法を逸脱して実施された試験成績

※1 残留しないことが合理的に明らかで、国内で農薬登録されている場合については、作物残留試験が実施されていなくても、残留基準として一律基準と同じ規制値0.01 ppmを設定することとする。

※2 ふきの定量限界は0.05 ppmであるが、他の作物と同様、食品への残留はほぼないと考えられることから、一律基準と同じ0.01 ppmとする。

答申（案）

クロルピクリン

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
小麦	0.01
大麦	0.01
ライ麦	0.01
とうもろこし	0.01
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.01
大豆	0.01
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
らっかせい	0.01
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
こんにゃくいも	0.01
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
西洋わさび	0.01
クレソン	0.01
はくさい	0.01
キャベツ	0.01
芽キャベツ	0.01
ケール	0.01
こまつな	0.01
きょうな	0.01
チンゲンサイ	0.01
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	0.01
ごぼう	0.01
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.01
その他のきく科野菜 <sup>注5)</sup>	0.01
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
にんにく	0.01

食品名	残留基準値 ppm
にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜 <sup>注6)</sup>	0.01 0.01 0.01 0.01
にんじん パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 <sup>注8)</sup>	0.01 0.01 0.01 0.01
きゅうり (ガーキンを含む。) かぼちゃ (スカッシュを含む。) しろうり すいか (果皮を含む。) メロン類果実 (果皮を含む。) まくわうり (果皮を含む。) その他のうり科野菜 <sup>注9)</sup>	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01
その他の野菜 <sup>注10)</sup>	0.01
りんご	0.01
いちご	0.01
その他のスパイス <sup>注11)</sup>	0.01
その他のハーブ <sup>注12)</sup>	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



## 農薬名 シフルメトフェン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かんしょ	0.01		申			<0.01(n=6)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
てんさい	0.01		申			<0.01,<0.01,<0.01
その他のきく科野菜	25	25	○			6.77,16.8(¥)(食用ぎく)
アスパラガス	5	5	○			1.46,2.60(¥)(#)
みつば	60	60	○			6.73,41.0(¥)
トマト	0.4	0.4		0.3	§ 0.4 米国	【0.01~0.15(n=16)(米国)】
ピーマン	5	5	○			0.56,2.63(¥)
なす	2	2	○			0.46,0.59(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.18,0.38(¥)
すいか		0.2	○			
すいか(果皮を含む。)	0.4		○			0.07,0.10,0.17
メロン類果実		0.2	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.9		○			0.20,0.26,0.40
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			<0.05,0.20(¥)(とうがん)
未成熟いんげん	7		申			1.92,2.18,2.25
その他の野菜	90	70	○・申			51.6,66.5(¥)(しそ)
みかん		0.2	○			
みかん(外果皮を含む。)	5		○	0.3		0.83,1.6(¥)
なつみかんの果実全体	5	5	○	0.3		0.37,2.21(¥)(#)
レモン	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ類果実参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ類果実参照)
グレープフルーツ	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ類果実参照)
ライム	10	10	○	0.3		(その他のかんきつ類果実参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○	0.3		4.14(すだち),3.10(かぼす)
りんご	2	2	○	0.4		0.50,0.95(¥)
日本なし	2	2	○	0.4		0.41,0.94(¥)
西洋なし	2	2	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.4	0.4		0.4		
びわ	0.3	0.3	○			0.06,0.06(¥)
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	10		○			1.7,4.1(¥)
ネクタリン	2	2	○			0.77,0.90(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	10	10	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	1	1	○			<0.05,0.36(¥)
うめ	10	10	○			2.07,3.80(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			2.48,3.28(¥)
いちご	2	2	○	0.6		0.90,1.00(¥)
ぶどう	3	3	○	0.6		0.44,1.39(¥)
かき	2	2	○	0.4		0.49,0.76(¥)
その他の果実	2	2	○	0.01		0.92,0.95(¥)(いちじく)
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		
茶	40	40	○			1.58~33.2(n=4)
ホップ	10		申			4.42,4.91(¥)

## 農薬名 シフルメトフェン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	20	20	○	0.3		4.65,10.16(¥)(みかん果皮)
その他のハーブ	90	0.05	○・申			(その他の野菜(しそ)参照)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

§:現行基準値設定当時の米国の基準値を示す。現在は米国のトマトの基準値は0.7ppmが設定されているが、現時点でIT申請されていないことから、現行の基準値を維持することとする。

## 答申（案）

## シフルメトフェン

今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物についてはシフルメトフェンのみを、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】をシフルメトフェンに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.2
てんさい	0.01
その他のきく科野菜 <sup>注1)</sup>	25
アスパラガス	5
みつば	60
トマト	0.4
ピーマン	5
なす	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9
その他のうり科野菜 <sup>注2)</sup>	0.5
未成熟いんげん	7
その他の野菜 <sup>注3)</sup>	90
みかん（外果皮を含む。）	5
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	0.4
びわ	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	10
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	10
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	10
おうとう（チェリーを含む。）	10
いちご	2
ぶどう	3

食品名	残留基準値 ppm
かき	2
その他の果実 <sup>注5)</sup>	2
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 <sup>注6)</sup>	0.01
茶	40
ホップ	10
その他のスパイス <sup>注7)</sup>	20
その他のハーブ <sup>注8)</sup>	90
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注9)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注10)</sup>	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01

注1) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名 1-メチルシクロプロペン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.01		申			<0.01
りんご	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01(#)
日本なし	0.01	0.01	○			<0.01(#)
西洋なし	0.01	0.01	○			(日本なし参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.01		申			<0.01
かき	0.01	0.01	○			<0.01
バナナ	0.01		申			<0.01(#)(n=4)
キウイ(果皮を含む。)	0.01		申			<0.01

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

答申（案）

1-メチルシクロプロペン

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.01
りんご	0.01
日本なし	0.01
西洋なし	0.01
すもも（プルーンを含む。）	0.01
かき	0.01
バナナ	0.01
キウイ（果皮を含む。）	0.01

動物用医薬品名 酢酸トレンボロン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.002	0.002		0.002		
豚の筋肉	不検出	不検出				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	不検出	不検出				
牛の脂肪	0.002	0.002				【牛の筋肉参照】
豚の脂肪	不検出	不検出				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	不検出	不検出				
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	不検出	不検出				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	不検出	不検出				
牛の腎臓	0.01	0.01				【牛の肝臓参照】
豚の腎臓	不検出	不検出				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	不検出	不検出				
牛の食用部分	0.01	0.01				【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	不検出	不検出				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	不検出	不検出				
乳	不検出	不検出				
鶏の筋肉	不検出	不検出				
その他の家きんの筋肉	不検出	不検出				
鶏の脂肪	不検出	不検出				
その他の家きんの脂肪	不検出	不検出				
鶏の肝臓	不検出	不検出				
その他の家きんの肝臓	不検出	不検出				
鶏の腎臓	不検出	不検出				
その他の家きんの腎臓	不検出	不検出				
鶏の食用部分	不検出	不検出				
その他の家きんの食用部分	不検出	不検出				
鶏の卵	不検出	不検出				
その他の家きんの卵	不検出	不検出				
魚介類(さけ目魚類に限る。)	不検出	不検出				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	不検出	不検出				
魚介類(すずき目魚類に限る。)	不検出	不検出				
魚介類(その他の魚類に限る。)	不検出	不検出				
魚介類(貝類に限る。)	不検出	不検出				
魚介類(甲殻類に限る。)	不検出	不検出				
その他の魚介類	不検出	不検出				
はちみつ	不検出	不検出				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)



## 答申（案）

## 酢酸トレンボロン

今回基準値を設定する酢酸トレンボロンとは、牛の筋肉及び脂肪においては $\beta$ -トレンボロン【(17 $\beta$ )-17-ヒドロキシエストラ-4, 9, 11-トリエン-3-オン】とし、牛の肝臓、腎臓及び食用部分においては $\alpha$ -トレンボロン【(17 $\alpha$ )-17-ヒドロキシエストラ-4, 9, 11-トリエン-3-オン】とする。

基準値を不検出と設定する畜産物、魚介類及びはちみつにおいては、 $\beta$ -トレンボロン及び $\alpha$ -トレンボロンとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.002
豚の筋肉	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	不検出
牛の脂肪	0.002
豚の脂肪	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	不検出
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	不検出
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	不検出
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.01
豚の食用部分	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	不検出
乳	不検出
鶏の筋肉	不検出
その他の家きん <sup>注3)</sup> の筋肉	不検出
鶏の脂肪	不検出
その他の家きんの脂肪	不検出
鶏の肝臓	不検出
その他の家きんの肝臓	不検出
鶏の腎臓	不検出
その他の家きんの腎臓	不検出
鶏の食用部分	不検出
その他の家きんの食用部分	不検出
鶏の卵	不検出
その他の家きんの卵	不検出

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	不検出
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	不検出
魚介類（すずき目魚類に限る。）	不検出
魚介類（その他の魚類 <sup>注4)</sup> に限る。）	不検出
魚介類（貝類に限る。）	不検出
魚介類（甲殻類に限る。）	不検出
その他の魚介類 <sup>注5)</sup>	不検出
はちみつ	不検出

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5) 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。